



佐賀県公報

平成18年
9月13日
(水曜日)
第12805号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

○介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定辞退	(五六八・長寿社会課)	一
○ "	(五六九・ "	一
○道路の区域の変更	(五七〇・道路課)	一
○道路の供用開始	(五七一・ "	二
公 告		
○消防用設備等の工事又は整備等に関する講習の実施	(消防防災課)	二
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(県民協働課)	三
○大規模小売店舗の変更に係る意見	(商工課)	三
○ "	(" "	四
○ "	(" "	四
○農地保有合理化事業規程の変更承認	(農産課)	五
○県営蔽木地区土地改良事業計画変更決定	(農地整備課)	五
○県営西多久地区土地改良事業の工事完了	(" "	五
○ "	(" "	五
○ "	(" "	五
○建築基準法に基づく道路の位置の指定	(建築住宅課)	六
○ "	(" "	六

○ 告 示

◎佐賀県告示第五百六十八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十三条の規定により、次のと

おり指定介護療養型医療施設から指定の辞退があった。

平成十八年九月十三日

佐賀県知事 古川 康

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
陣内胃腸科内科医院	佐賀市新栄西二丁目一番二号	平成一八・八・三一

◎佐賀県告示第五百六十九号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十三条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設から指定の辞退があった。

平成十八年九月十三日

佐賀県知事 古川 康

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
医療法人久間内科	唐津市和多田天満町一丁目一番三号	平成一八・八・三一

◎佐賀県告示第五百七十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年九月十三日から平成十八年十月十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年九月十三日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区間		変更前後の別	区域	
	区	間		幅員メートル	延長メートル
県道 飯盛戸ケ里 港線	佐賀郡東与賀町大字飯盛字土居外二七五四番一三地先から	佐賀郡東与賀町大字飯盛字西大	後	二四・二	一七・〇
	佐賀郡東与賀町大字飯盛字西大	佐賀郡東与賀町大字飯盛字西大		七・〇	
県道 飯盛戸ケ里 港線	佐賀郡東与賀町大字飯盛字土居外二七五四番一三地先から	佐賀郡東与賀町大字飯盛字西大	前	一五・六	一〇二・一
	佐賀郡東与賀町大字飯盛字西大	佐賀郡東与賀町大字飯盛字西大		八・五	
				六・五	九九・五

◎佐賀県告示第五百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年九月十三日から平成十八年十月十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年九月十三日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 飯盛戸ケ里 港線	佐賀郡東与賀町大字飯盛字土居外二七五四番一三地先から 佐賀郡東与賀町大字飯盛字西大	平成一八・九・一九 先まで

○公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10に規定する消防用設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり行います。

平成18年9月13日

佐賀県知事 古川 康

- 1 受講対象者
 - (1) 消防設備士免状の交付を受けた日から2年以内の者
 - (2) 消防設備士講習を受けた日から5年以内の者
- 2 講習期日及び講習時間

期 日	講習区分	対象となる消防設備士の種類
平成18年10月18日	警報設備	甲乙第4類、乙第7類の消防設備士
平成18年10月19日	消火設備	甲乙第1、2、3類の消防設備士
平成18年10月20日	避難設備・消火器	甲乙第5類、乙第6類の消防設備士

講習時間は、午前9時から午後5時まで（受付は、午前8時45分から午前9時5分まで）です。

3 講習場所

佐賀県勤労者福祉会館（佐賀市神野東二丁目6番10号）

4 講習内容

- (1) 消防設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項
2時間30分
- (2) 消防設備等の工事又は整備に関する事項
4時間

講習終了後、効果測定を行います。

5 受講手続

- (1) 受講申込期間

平成18年9月27日（水）から平成18年10月12日（木）までに申し込んでください。ただし、郵送の場合は、平成17年10月12日（木）の消印のある

ものまで受け付けます。

(2) 受講申込方法

佐賀県消防設備安全協会が配布する受講申請書に必要事項を記載し、受講手数料として7,000円分(講習区分ごと)の佐賀県収入証紙をはり付けて、佐賀県消防設備安全協会(郵便番号849-0925 佐賀市八丁畷町11番8号 電気工事会館内)へ提出してください。

6 その他

講習に関する詳細については、佐賀県消防設備安全協会(電話 0952-30-2190)にお問い合わせください。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年11月1日までさが元氣ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成18年9月13日

佐賀県知事 古 川 康

1 申請のあった年月日

平成18年9月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人ジョイナス有田

(2) 代表者の氏名 林 公仁

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県西松浦郡有田町本町乙3007番地8

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域が有する、高齢化や環境保全、さらには産業空洞化などの問題を解決するために、地域の経済を活性化するコミュニティビジネス

スを提唱し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、佐賀市長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成18年9月13日

佐賀県知事 古 川 康

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) デオデオ佐賀兵庫店

佐賀市兵庫町42街区

2 届出の内容

大規模小売店舗の新設

3 意見の概要

(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要

ア 市町名

佐賀市

イ 法第4条「指針」に係る意見

意見なし

(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要

意見の提出なし

4 意見書の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成18年9月13日から

平成18年10月12日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、佐賀市長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。

また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成18年9月13日

佐賀県知事 古川 康

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ゴルフ5佐賀店

佐賀市兵庫北土地区画整理地内

- 2 届出の内容

大規模小売店舗の新設

- 3 意見の概要

- (1) 法第8条第1項に基づく意見の概要

ア 市町名

佐賀市

- イ 法第4条「指針」に係る意見

意見なし

- (2) 法第8条第2項に基づく意見の概要

意見の提出なし

- 4 意見書の縦覧

- (1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

- (2) 縦覧期間

平成18年9月13日から

平成18年10月12日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、佐賀市長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。

また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成18年9月13日

佐賀県知事 古川 康

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) スポーツポ佐賀店

佐賀市兵庫北土地区画整理地内

- 2 届出の内容

大規模小売店舗の新設

- 3 意見の概要

- (1) 法第8条第1項に基づく意見の概要

ア 市町名

佐賀市

- イ 法第4条「指針」に係る意見

意見なし

- (2) 法第8条第2項に基づく意見の概要

意見の提出なし

- 4 意見書の縦覧

- (1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

- (2) 縦覧期間

平成18年9月13日から

平成18年10月12日まで

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業規程の変更を次のとおり承認したので、同条第2項において準用する同法第7条第5項の規定により公告する。

平成18年9月13日

佐賀県知事 古 川 康

農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所	事業規程の変更承認に係る農地保有合理化事業の種類	事業規程の変更内容	変更の承認年月日
佐賀みどり農業協同組合 杵島郡大明町大字大明 1625番地1	農地売買等事業(法第4条第2項第1号に規定する事業をいう。) 研修等事業(法第4条第2項第4号に規定する事業をいう。)	事業実施区域名の変更	平成18年 9月1日

県営土地改良事業(中山間地域総合整備) 巖木地区の計画を変更したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でのこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成18年10月30日までに佐賀県唐津農林事務所(郵便番号847-0056 唐津市坊主町433番地1)に提出してください。

平成18年9月13日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業(中山間地域総合整備) 巖木地区の変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間

平成18年9月14日から平成18年10月13日まで

3 縦覧の場所

唐津市役所

平成18年2月13日県営土地改良事業(中山間地域総合整備 用排水施設整備)西多久地区の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成18年9月13日

佐賀県知事 古 川 康

平成18年2月13日県営土地改良事業(中山間地域総合整備 農道整備)西多久地区の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成18年9月13日

佐賀県知事 古 川 康

平成18年3月28日県営土地改良事業(中山間地域総合整備 農地防災)西多久地区の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成18年9月13日

佐賀県知事 古 川 康

平成18年3月28日県営土地改良事業(中山間地域総合整備 ほ場整備)西多久地区の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成18年9月13日

佐賀県知事 古 川 康

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年9月13日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
29	多久市多久町1707番1	平成18年9月1日	5.00～5.88 (4.66～5.78)	65.04

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年9月13日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
28	伊万里市脇田町字札ノ元1176番4及び1178番4	平成18年8月30日	58.26	4.49～6.02

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年九月十三日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷